

資源エネルギー庁 御中

## 電力システム改革がもたらす電力会社の会計への影響 に関するディスカッション

### 最終報告書

2015年3月31日

# はじめに

---

## 本調査の目的

- 電力システム改革の全体像については、平成25年4月2日に「電力システムに関する改革方針」が閣議決定されました。
- これを踏まえて、平成25年11月に成立した第1段階の電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)において、平成28年を目途に電気の小売業への参入の全面自由化(電力システム改革の第2段階)、平成30年から32年を目途に法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化(電力システム改革の第3段階)を実施していく旨のプログラム規定が措置されました。
- この規定に従い、平成26年6月の第186回通常国会において、第2段階の改正電気事業法が成立し、平成27年3月には、平成32年の法的分離を盛り込んだ第3段階の電気事業法改正案が閣議決定されました。
- 本調査は、上記電気事業法に定められた、電力システム改革の第2段階、及び第3段階の実施に伴う電力会社の会計上の論点、及び背景情報について、現行の電気事業に係る会計処理の実務を踏まえた整理を行うために実施いたしました。

---

## 本報告に係る留意事項、前提条件

- 当法人は、当法人と貴庁との間で締結された平成26年9月25日付けの平成26年度電源立地推進調整等事業(電力会社における会計上の影響調査)に関する委託契約書に基づき、貴庁と事前に合意した調査を実施しました。本報告書は、上記調査に基づいて作成されたもので、当法人が製作を請け負ったものではありません。内容の採否や使用方法については、貴庁自らの責任で判断を行うものとします。
- 本報告書における内容は、多様な論点がありうる中での一部を検討したに過ぎず、その網羅性に関して、当法人がいかなる保証を与えるものではありません。
- 本報告書が本来の目的以外に利用されたり、第三者がこれに依拠したとしても当法人はその責任を負いません。

# 本報告書の全体像

本報告書は、実施計画書で定められた「本事業内容」に対応して、電力システム改革が電力会社の財務・会計に与える影響に係る論点について整理しています。

## 本事業内容及び本報告書の構成

### 本事業内容 (実施計画書より)

以下の各項目について、経済産業省資源エネルギー庁の指示に従って、関係諸法令、会計基準、各社の公開情報、各種文献等の情報に加えて、専門家としての経験、知識を最大限活用して調査を実施し、客観的な分析を加え、情報を整理する。

1. 電力システム改革に伴う、電気事業法、電気事業会計規則等の改正の動向を踏まえ、電力会社において今後検討が必要となる財務・会計上の論点について。
2. 上記1. に掲げる項目のほか、上記の項目に関連する会計処理上の取り扱いについて。

### 本報告書の構成 (電力システム改革が電力会社の 財務・会計に与える影響に係る論点)

1. 電力システム改革と電気事業特有の会計基準の関係
2. 電気事業会計規則改正において留意すべき事項
3. 分社化により発生する新たな取引が電気事業会計規則に与える影響

# 目次

1.電力システム改革と電気事業特有の会計基準の関係	5
---------------------------	---

---

2.電気事業会計規則改正において留意すべき事項	9
-------------------------	---

---

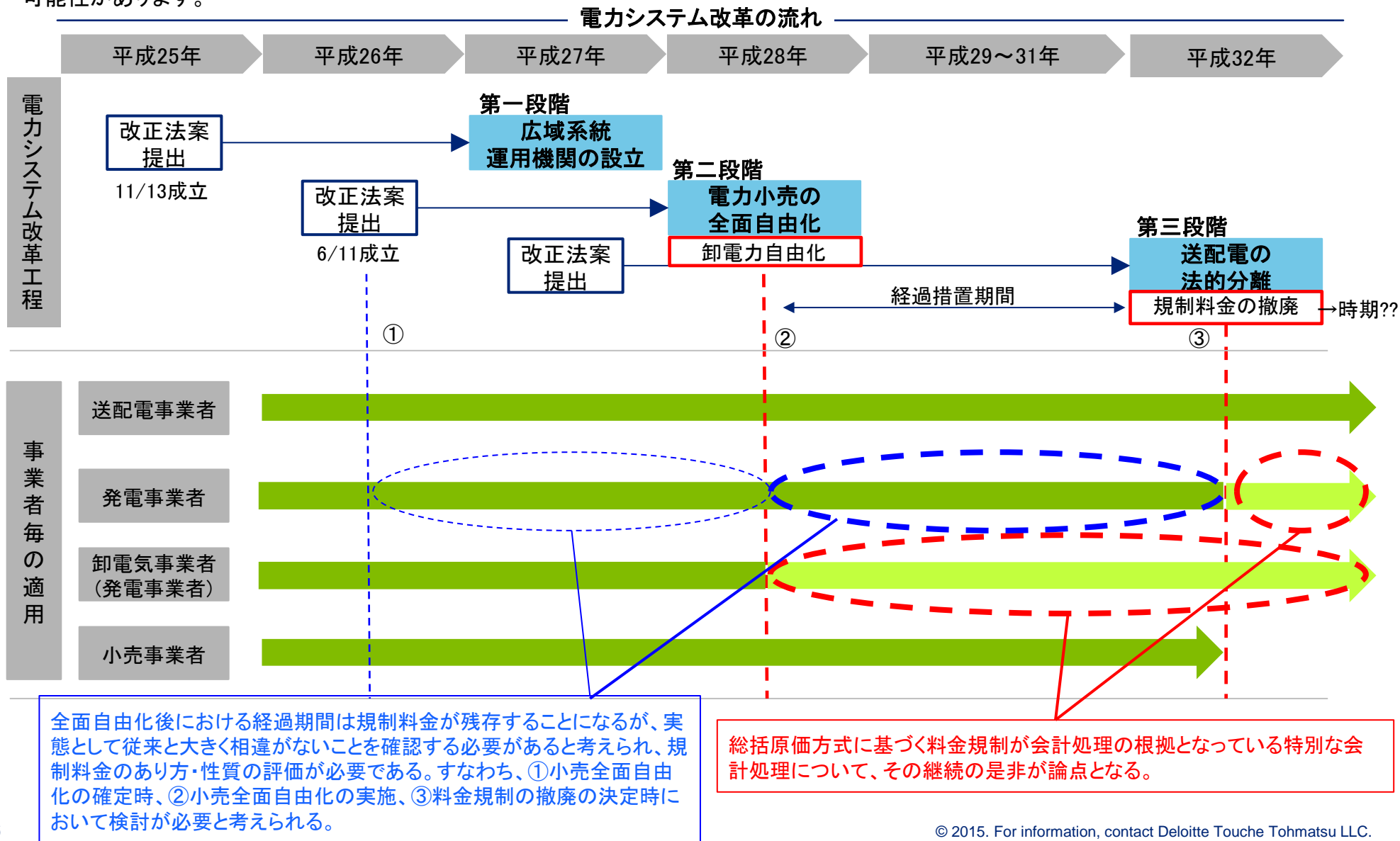
3.分社化により発生する新たな取引が電気事業会計規則に与える影響	13
----------------------------------	----

---

———— 1.電力システム改革と電気事業特有の会計基準の関係 ————

# 電力システム改革と電気事業会計規則の適用対象の整理

電力システム改革と電気事業会計規則の適用対象の関係は以下のように理解しています。料金規制撤廃時における発電事業者に適用される電気事業会計規則の内容について、論点になる可能性があります。また、経過期間においても、その規制料金のあり方によっては影響を受ける可能性があります。



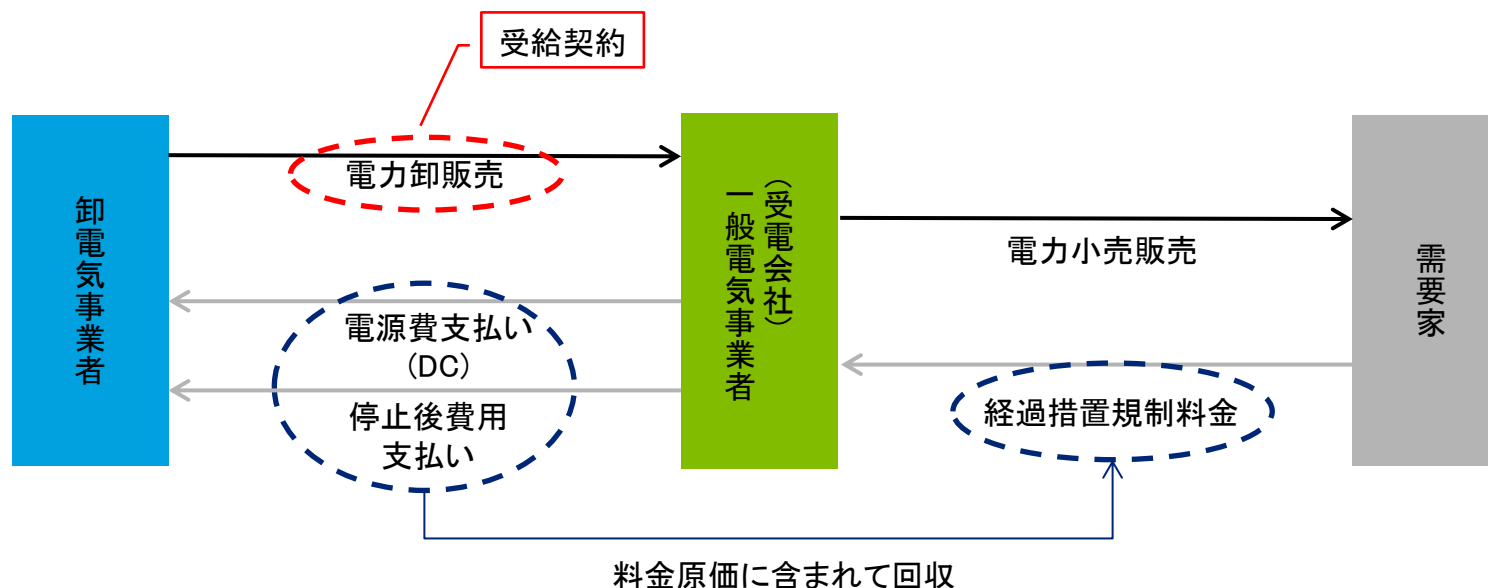
# 電気事業会計の原子力特有項目の一般会計移行による影響

特に影響が大きいと考えられるものは、原子力発電に関連する規則・省令であり、以下のものが挙げられます。

項目 (主な記載箇所)	一般会計移行のインパクトの概要
使用済燃料再処理等引当金	<p>○総事業費の見積方法は直ちに否定されるものではないが、現状と同様の方法が採用できるか検討が必要となる。</p> <p>○総事業費から控除する有用物質価値の算定方法や割引率(10年国債一物価上昇率の5年平均)をそのまま採用できるかは議論の余地がある。</p> <p>○<u>遅延認識部分(見積差異及び会計基準変更時差異)</u>は電気事業会計規則がなければ認められないと考えられ、一括費用認識することが必要と考えられる。</p> <p>○(税務)現状は基本的に損金算入が認められている(厳密には会計規則ではなく、積立金法を参照)。</p>
使用済燃料再処理等準備引当金	<p>○具体的な計画を有さない使用済燃料の再処理方針によっては、引当の根拠がなくなることになり、取り崩しや使用済燃料再処理等引当金に振替えることが必要となる可能性がある(使用済燃料の発生数量を、使用済燃料再処理等引当金の対象と、使用済燃料再処理等準備引当金の対象に配分する方法は一般会計では規定がない)。</p> <p>○引当を継続する場合でも、現在用いられている単価(68千円)と割引率(4%)については、合理的な説明と毎期の見直しが必要となる可能性がある。</p>
原子力発電設備 (廃止措置資産の償却継続)	<p>確実な費用回収を根拠として、電気事業会計規則で資産として位置づけられれば償却可能であるが、<u>一般会計では、将来のキャッシュ・フローを生成しない固定資産については減損が必要となるため、資産性を認めることは難しいと考えられる。</u></p>
原子力発電工事償却準備引当金 (卸電気事業者は対象外)	<p>いわゆる利益留保性の引当金であるため一般の会計基準における引当金の要件は満たさず、省令が廃止された場合には、引当金制度の継続は認められないことになる(結果として初期の費用負担が重たくなる)。</p>
原子力発電施設解体引当金	<p>省令が廃止されると、資産除去債務適用指針第8項(例外処理)の適用が認められず、資産除去債務会計基準の一般規定が適用される。主たる論点は以下のとおり。</p> <p>○<u>償却方法及び償却期間:原子力発電設備と同じ償却方法・償却期間となる可能性がある(廃止後の安定貯蔵期間の引当継続可否が論点となる)。</u></p> <p>○<u>省令で規定される総見積額(一次近似式)を適用せず、事業者が個別プラントごとに見積もることが必要となる可能性がある(費用の範囲の十分性も論点となる)。</u></p> <p>○(税務)原子力発電施設解体引当金の租特について、現状は費用化額の90%部分が損金算入されている。</p>

# 卸電力規制の撤廃と料金規制の関係

卸電気事業者については、第2段階の電力システム改革において、現行の会計処理が論点となる可能性が否定できません。



第2段階の電力システム改革により、小売の全面自由化が行われた後においても、一般電気事業者の電力小売料金には経過措置として規制料金が継続することになっているが、卸電力規制は撤廃されることになる。

経過措置規制料金が存続する間においては、旧卸電気事業者を含む発電事業者には、下記を前提として、基本的に電気事業会計規則が適用されると考えられる。

- ①一般電気事業者(受電会社)と旧卸電気事業者の関係が継続すること
- ②卸電気事業者が総括原価方式で算定した電源費を一般電気事業者が経過措置規制料金に含めて回収すること

経過措置料金がなくなった状況においても、当該関係性が維持されることで、料金規制が根拠となっている特別な会計処理を旧卸電気事業者に適用可能か否かが論点となる。



## 2.電気事業会計規則改正において留意すべき事項

# 電気事業会計規則改正にあたり留意すべき事項(1/2)

電気事業会計規則改正にあたり、次のような項目について留意すべきと考えられます。

システム改革項目等		時期	電気事業会計規則改正にあたり留意すべき事項
1	40年経過炉の廃止措置を決定する事業者の発生	H27年 3月以降	<p>現行制度では料金による回収が担保されていない発電専用資産及び核燃料(転用可能なものを除く)について、投資原価の回収を認める等の政策措置が設けられる場合、これらの残存簿価のうち政策措置により回収が認められた金額の資産計上を認める規定を整備することが考えられる。</p> <p>※平成27年3月13日付けで電気事業会計規則が改正され、「原子力廃止関連仮勘定」を新設された。</p>
2	広域的運用推進機関の設立	H27/4	<p>事業者と広域運用推進機関との間で発生する取引等について勘定科目整備の要否を検討する必要がある。</p> <p>(例:広域機関が電源開発資金を需要家から徴収し、電源建設の落札者に支払う取引)</p>
3	ライセンス制導入	H28/4	<p>託送供給約款の認可スケジュールにあわせ、電気事業会計規則のうち託送料金に関連する部分の改正要否を検討する必要がある。</p> <p>(この場合、先行して自主分社する送配電事業会社に特有の項目に留意が必要)</p> <p>「小売」ライセンスのみ保有する事業者及び「発電事業」ライセンスのみ保有する事業者に対応した規定の整備が必要となる。</p>
4	経過措置期間開始	H28/4	—
5	卸規制の撤廃	H28/4	<p>卸電気事業者が保有する原子力発電設備に関して政策措置が設けられた場合、政策措置により回収が認められた金額の資産計上を認める規定を整備することが考えられる。</p> <p>一方、卸事業者におけるバックエンド過去分の遅延認識処理等は、これを認める政策措置の裏付けが無ければ、維持が困難となる可能性がある。</p> <p>卸事業者には特有の勘定科目(卸使用済燃料再処理等準備費)について、継続するか否かを検討する必要がある。</p>

\*:改正電気事業会計規則は、H27/4/1以降開始する事業年度から適用されることを前提としている。

## 電気事業会計規則改正にあたり留意すべき事項(2/2)

電気事業会計規則改正にあたり、次のような項目について留意すべきと考えられます。

システム改革項目等		時期	電気事業会計規則改正にあたり留意すべき事項
6	自主分社	H28/4	先行して自主分社する会社への適用を想定した規定を設ける必要がある。特に送配電事業会社は、「送配電事業」を単独で営む初の事業会社となる。したがって、送配電事業のみを営む事業者に適用する会計規則は実質的にこの時点で整備する必要がある。
7	経過措置期間の終了	H32/4?	経過措置期間終了後において、発電事業に適用する会計規則を整備する必要がある。特に原子力発電に関しては、関連する政策措置の導入状況に応じて政策措置により回収が認められた金額の資産計上を認める規定を整備することが考えられる。
8	発送電分離	H32/4	発送電分離に関して設けられる行為規制も加味したうえで、「送配電事業」、「発電事業」に適用する会計規則を整備する必要がある。 (ライセンス制導入時に各事業者に適用される会計規則が整備されていれば、抜本的な改正は不要となる可能性がある)

# 託送供給約款の認可申請と電気事業会計規則改正のスケジュール

- 制度設計ワーキンググループでは、ライセンス制導入時の託送料金認可を行うため、事業者が平成27年7月(施行の9ヶ月前)を目途に託送供給約款の認可申請を行うスケジュールが想定されています。このため、電気事業会計規則のうち、託送料金に関連する部分を改正する必要があります。
- また、一部の会社は、ライセンス制の導入と同じタイミングで自社分社を行うことが予想されるため、送配電事業会社において想定される取引を整理するための規定も合わせて整備する必要があります。

## 全面自由化に向けた想定スケジュール

○小売全面自由化は平成28年を目途に実施することとしているが、仮に、平成28年4月1日に小売全面自由化を実施することとした場合、以下のようなスケジュールで進められるよう、詳細な制度設計の検討、政省令・審査基準等の整備を進めることとしてはどうか。

平成26年中	・制度設計WGにおける詳細制度設計の議論
平成27年1月～7月	・政省令・審査基準等の整備 ・政省令・審査基準等を踏まえた託送供給等約款の認可申請準備
平成27年7月(施行の9ヶ月前)	・託送供給等約款の認可申請 → 審査開始(※この時点で、実質的に託送料金の上限値が判明) ・特定小売供給約款(経過措置約款)の認可申請(必要に応じて) ・小売電気事業者の事前登録の受付開始
平成27年中(施行の4ヶ月前)	・託送供給等約款・経過措置約款の審査終了 → 認可(※この時点で、託送料金が確定) ・離島供給約款・最終保障供給約款の届出
平成28年1月～ (施行の2ヶ月～3ヶ月前)	・小売電気事業者の変更を希望する需要家の受付開始など、事前手続の開始
平成28年4月	・小売全面自由化の実施

出典: 第7回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料～小売全面自由化に係る詳細制度設計について～

— 3.分社化により発生する新たな取引が電気事業会計規則に与える影響 —

## 分社化により発生する新たな取引が電気事業会計規則に与える影響(1/3)

持株会社(自らは電気事業を行わない)の下に、発電会社、送配電会社及び小売会社を設置する方式を前提とすると、次のような項目に影響があると考えられます。

	項目	留意すべき事項
1	発受電電力取引	発電事業者と小売事業者との間の販売(購入)電力取引については、他社販売(購入)電力料に整理することで良いか。地帯間販売(購入)電力料の取扱いと合わせて検討が必要である。
2	社内託送取引	小売事業者において、科目の新設・追加が必要である。
3	ビジネスサポート等料	持株会社と事業子会社との間の取引について、科目の新設・定義付けが必要となる。業務受託料のように委託費の一種と考えられるものもあるが、経営指導料やロイヤリティについては、行為規制との関係も踏まえての整理が必要である。
4	その他のグループ内取引	<p>具体例:委託費、賃借料、諸費、受取(支払)利息、受取配当金</p> <p>小売と送配電の分離に伴って発生する受委託取引(第7回制度設計ワーキンググループ 東京電力(株)提出資料より)や業務設備・共用固定資産の使用箇所が複数会社となることにより賃貸借取引が生じる。その他、グループ内での使用電力料取引や利息・配当の取引も発生する。</p> <p>これらは、電気事業会計規則上は、既存の科目での整理も可能と考えられるが、仮にPL上でグループ内取引とグループ外取引を区別する必要がある場合は、両者を区別できるような科目の新設が必要となる。</p>

## 分社化により発生する新たな取引が電気事業会計規則に与える影響(2/3)

持株会社(自らは電気事業を行わない)の下に、発電会社、送配電会社及び小売会社を設置する方式を前提とすると、次のような項目に影響があると考えられます。

	項目	留意すべき事項
5	バックエンド託送回収分に関する取引	送配電事業者が託送料金で回収したものを発電会社に渡すために取引が生じるため、送配電事業者及び発電事業者において、科目の新設が必要となる。
6	アンシラリー取引	託送収支上のアンシラリーサービス取引費用に相当する取引が生じるため、送配電事業者及び発電事業者において、科目の新設が必要となる。 さらに、送配電事業者が担う安定供給の観点から、予備力・調整力を含めた事業者間取引が発生する場合は、これらも含めた検討が必要となる。
7	電源線取引	分社化後の電源線使用料について、金銭授受の方法はいくつか考えられるが、東京電力(株)公表のカンパニー取引概要(次項参照)では、電源線に係る費用について送配電事業者と発電事業者との間で取引が行われている。これと同様の形を採用する場合には、科目の新設が必要となる。
8	離島供給	送配電事業者が離島供給義務を果たすため、自ら発電機能などを有する場合、送配電事業者のBS・PLに発電設備・発電費などが計上されると考えられるが、送配電事業者(離島)特有の科目の必要性について検討する必要がある。
9	FITに関する取引	ライセンス制導入後のFIT実施主体によっては、科目の新設が必要となる。 FITの実施主体が小売事業者(第5回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料より)の場合、会計上において現行と同様の整理が可能か検討する必要がある。

## 分社化により発生する新たな取引が電気事業会計規則に与える影響(3/3)

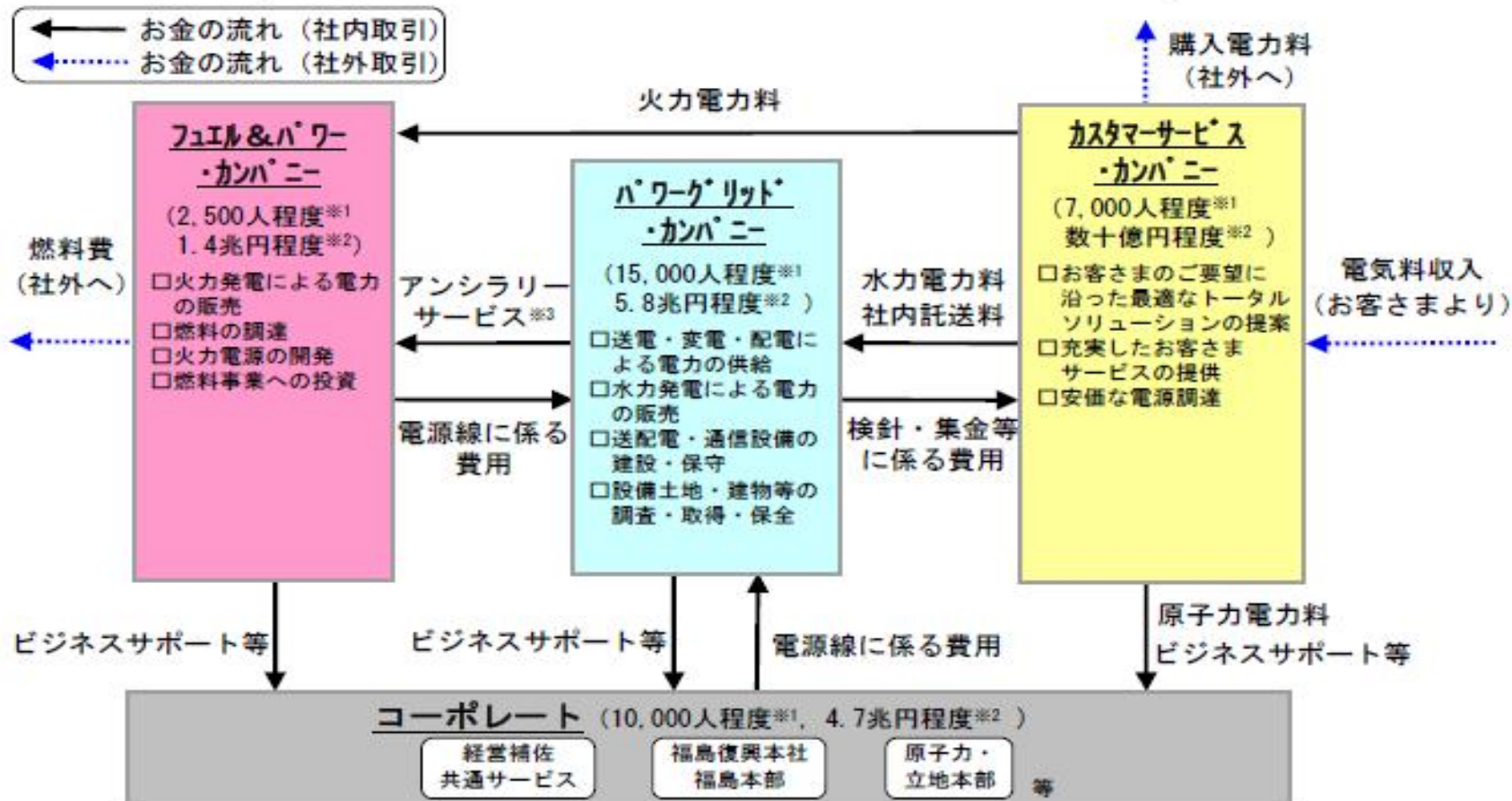
持株会社(自らは電気事業を行わない)の下に、発電会社、送配電会社及び小売会社を設置する方式を前提とすると、次のような項目に影響があると考えられます。

	項目	留意すべき事項
10	水力発電と変電の分離	水変分離に伴い、発電事業者と送配電事業者との間で受委託取引が発生する場合、送配電事業者の受託収益について「附帯事業」として整理するか否か検討する必要がある。
11	営業と配電の分離	営配分離に伴い、小売事業者と送配電事業者との間で受委託取引が発生する場合、小売事業者及び送配電事業者における受託収益について「附帯事業」として整理するか否か検討する必要がある。 また、電気事業会計規則上、販売費は「検針、調定、集金その他電気の販売に関する費用」と定義されており、送配電事業者において「電気の販売に関する費用」を計上することが可能かについて検討する必要がある。
12	インバランス取引	計画値同時同量における、小売事業者及び発電事業者のインバランス費用について、託送費用の項別整理が必要となる。 また、小売事業者及び発電事業者の余剰インバランスについて、送配電事業者による買取りが行われる場合、その費用を他社購入電力料として整理するか否かについて検討する必要がある。
13	附帯事業	以上のグループ内取引について、何を「附帯事業」として整理すべきかについて検討する必要がある。 なお、電気事業会計規則21条「電気事業と附帯事業(事業者が営む電気事業以外の事業をいう。以下同じ。)とに共用される固定資産は、主たる用途の事業の勘定に整理するものとする。」とあり、電気事業固定資産を利用して附帯事業を営むケースが生じる可能性があるため、合わせて検討する必要がある。



# 【参考】東京電力(株)のカンパニー取引(東京電力(株)HP 平成25年度決算概要より)

## カンパニー等の概要と社内外における主な取引



※1：平成26年3月末従業員数

※2：平成26年3月末資産規模（固定資産勘定）

※3：お客さまにお届けする電気の品質（周波数や電圧）を一定に保つこと

# Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング株式会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,100名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイトトウシュートーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**